



# 情報処理安全確保支援士制度の全体像

## 1. 支援士になる資格を有する者になる段階

### ① 資格試験 (支援士試験) 合格

- ・情報セキュリティスペシャリスト試験をベースに新設。
- ・**受験手数料 (5,700円)**
- ・全部又は一部免除制度あり。
  - 情報処理技術者試験との連携による一部免除制度は継続。
  - その他、国内外の類似資格合格者や大学等の教育課程修了者を一部免除の対象とすることを想定。(現状規定なし)

### ② 資格試験合格と同等以上の能力を有する者

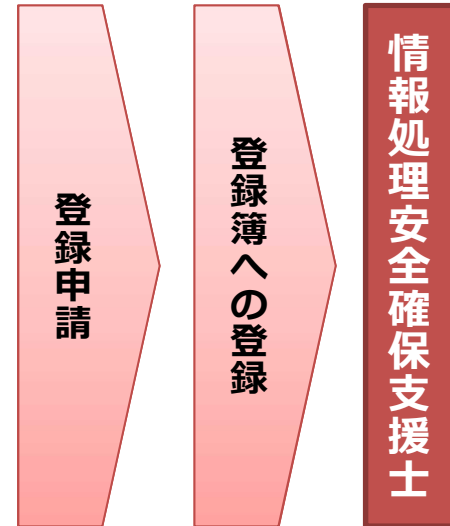
- ・国が指定するポストであって、当該ポストでの従事年数が一定期間を超える場合を想定。(現状規定なし)

### ③ 経過措置対象者

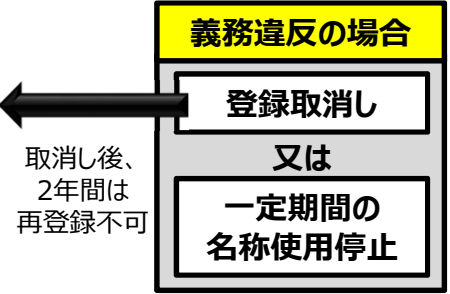
- ・以下の試験合格者が対象。
  - 情報セキュリティスペシャリスト試験
  - テクニカルエンジニア (情報セキュリティ)
- ・登録可能期限を設定 (2年間)

情報処理安全確保支援士となる資格を有する者

## 2. 登録を受けて支援士になる段階



- ・欠格事由に該当する場合は登録不可。
- ・**登録手数料 (10,700円)** 及び **登録免許税 (9,000円)** の納付が必要。
- ・登録簿記載事項に変更が生じた場合、届出及び **変更手数料 (900円)** の納付が必要。



## 3. 支援士として活動、資格を維持する段階

### 登録情報の公開

- ・必須項目 (登録番号等) を除き、公開する項目は本人の任意とする。

### 資格名称の独占使用

- ・支援士以外が名称を使用した場合は、30万円以下の罰金刑が課される。

### 支援士としての義務遵守

- (1) 信用失墜行為の禁止
- (2) 秘密保持
  - ・義務に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金刑が課される。
- (3) 講習受講
  - ・**オンライン講習 (20,000円)** を年1回受講するとともに、3年毎に**集合講習 (80,000円)** を受講。
  - ・やむを得ない事由の場合、受講猶予措置あり。